

＜対策のポイント＞

過疎化、高齢化等の著しい進行により地域の活力が低下しつつあり、地形が急峻であること等から営農に多大な労力が強いられている棚田地域等において、**棚田地域等の農地及び土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と棚田地域等の農地及び土地改良施設の保全・利活用に係る都市住民も交えた継続的な地域住民の共同活動の推進を図ります。**

＜事業の内容＞

1 棚田基金事業

棚田地域等の農地等の保全・利活用に係る活動の活性化を図るため実施。

①保全ネットワーク推進事業

- 普及啓発、情報収集提供（HP開設、情報誌の作成、啓発ニーズ調査等）
- 保全活動への参加者募集、登録調整、研修（体験イベント支援、研修会開催等）
- 現地技術指導者の登録、派遣調整、経費助成（技術者の派遣、棚田腑存量調査等）
- 都道府県委員会等の運営

②保全活動推進事業

- 住民組織の活動計画等の作成（棚田保全方針策定支援等）
- 調査研究、成果の普及（棚田現状分析調査、鳥獣害防止実証実験等）
- 人材育成（指導員研修会、現地見学会、人材発掘等）
- 普及啓発（普及誌作成購入配布、キャンペーン作成、体験ツアー、体験学習会開催等）
- 住民組織の情報連絡調整の推進（棚田オーナー制支援、棚田サミット開催支援等）

③保全活動支援事業

- 住民組織の保全活動の経費等助成（保全活動支援、資機材の提供、事務局の運営支援、耕作放棄地復旧支援、保全計画策定支援等）

＜事業イメージ＞

棚田基金（中山間ふるさと・水と土保全推進事業）

- ①事業主体 都道府県（※岩手県、宮城県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、岡山県、広島県は除く）
- ②基金造成総額 174億円（R5年度末時点：146億円）
- ③補助率 国費1／3
- ④造成期間 平成10～12年度

対象地域

自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している主傾斜1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地の面積の1/2以上を占める地域。



①保全ネットワーク推進事業



②保全活動推進事業



③保全活動支援事業